

(1)～(6) 略

(7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学又は入所者の医療機関への通院の用に供する自動車

(8) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援に限る。以下「特定障害福祉サービス」という。）

(1)～(6) 略

(7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若しくは成果品の搬出の用に供する自動車

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設

イ 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設

ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更生施設

エ 知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設

又は同法第77条第1項第4号に規定する事業（同法第5条第21項に規定する地域活動支援センターに係る事業に限る。以下「特定地域生活支援事業」という。）において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

(9) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア及びイ 略

ウ 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護に係る事業

エ 障害者自立支援法第5条第7項に規定する児童デイサービスに係る事業

オ 略

カ 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る事業

(8) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）

ア及びイ 略

ウ 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第7項に規定する児童デイサービスに係る事業

エ 略

オ 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに係る事業

(10) 略
(11) 略
(12) 略
(13) 略
(14) 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、
自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第12号までに規定
する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(4) 略

(5) 社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を
営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学又は入所者
の医療機関への通院の用に供する自動車

(9) 略
(10) 略
(11) 略
(12) 略
(13) 略

(自動車取得税の課税免除)

第171条 次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、
自動車取得税を課さない。ただし、第3号から第11号までに規定
する自動車の取得にあっては、知事の承認を受けたものに限る。

(1)～(4) 略

(5) 社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業を
営む社会福祉法人が専ら入所者の通園若しくは通学、入所者
の医療機関への通院又は次に掲げる施設において原材料の搬入若
しくは成果品の搬出の用に供する自動車

- ア 身体障害者福祉法第29条に規定する身体障害者更生施設
イ 身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設

(6) 特定障害福祉サービス又は特定地域生活支援事業において専ら原材料の搬入又は成果品の搬出の用に供する自動車

(7) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものであって、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。）

ア及びイ 略

ウ 障害者自立支援法第5条第6項に規定する生活介護に係る事業

エ 略
オ 略

ウ 知的障害者福祉法第21条の6に規定する知的障害者更生施設

エ 知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設

(6) 次に掲げる事業を営む社会福祉法人及び特定非営利活動法人が専らその事業の用に供する自動車（通所者又は入所者の送迎の用に供するものであって、平成13年4月1日以後に取得されたものに限る。）

ア及びイ 略

ウ 略
エ 略

オ 障害者自立支援法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスに係る事業

力 障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練に係る

事業
(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略
(12) 略

(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第137条及び第171条の改正並びに附則第3項から第6項までの規定は、平成18年10月1日から施行する。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中ゴルフ場利用税に関する部分は、平成18年8月1日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、同日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成18年10月1日以後に所有する自動車に対して課すべき自動車税について適用し、同日前に所有する自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

4 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、平成18年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(施設の運営に関する経過措置)

5 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設及び同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設であつて、なお従前の例により運営されるものについては、同法附則第1条第3号に規定する政令で定める日の前までの間、新条例の規定を適用せず、なお従前の例による。

(現に課税の免除を受けている自動車に関する経過措置)

6 平成18年9月30において現に改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第137条の規定により自動車税を課さないこととされている自動車（同条第7号に係るものに限る。）であつて、その所有者である社会福祉法人が営む事業が障害者自立支援法の施行に伴い社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業から同条第3項に規定する第二種社会福祉事業に移行することにより自動車税を課されることとなるものに対して課する自動車税については、規則で定める日までの間、新条例第137条及び附則第3項

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(処分等の効力に関する経過措置)

7 附則第2項の規定により新条例の規定が適用される日前に旧条例の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新条例の規定に相当の規定があるものは、新条例の相当の規定によつしたものとみなす。